

那珂川町契約規則

令和6年2月20日

規則第6号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 町の契約に関する事務については、法令その他別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、「課長等」とは、那珂川町課設置条例（平成17年那珂川町条例第6号）第1条及び那珂川町行政組織規則（平成17年那珂川町規則第3号）第3条に定める課の課長、那珂川町教育委員会事務局組織規則（平成17年那珂川町教育委員会規則第4号）第2条に定める課の課長、教育長、那珂川町水道事業管理規程（平成17年水道事業管理規程第1号）第3条に定める課長並びに那珂川町下水道事業管理規程（令和6年下水道管理規程第1号）第3条に定める課長、選挙管理委員会の書記長、監査委員の事務局長、農業委員会事務局長及び議会事務局長をいう。

(契約事務の指導統括)

第3条 総務課長は、契約に関する事務を指導統括し、その適正な執行を期するため、当該事務の処理手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

2 総務課長は、課長等が行う契約に関する事務の処理に関して必要があるときは、その状況について調査し、又は必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第2章 契約

第1節 契約の方法

(一般競争入札参加者の資格)

第4条 工事若しくは製造の請負又は物品供給の一般競争入札に参加しようとする者は、引き続きその業務に2年以上従事していることの証明を必要とする。ただし、町長が適当と認める者であるときは、この限りでない。

2 町長は、一般競争入札を行おうとするときは、入札に加わろうとする者からその

資格を有することを証するに足りる書面等を徴し、その資格を確認しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第5条 町長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）

第167条の6第1項の規定による一般競争入札の公告は、その入札期日（電子入札（電磁的記録の送受信により入札手続きを行う入札をいう。以下同じ。）による入札にあつては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも10日前までに町公報、掲示その他の方法により行わなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、令第167条の6に規定するもののほか、次に掲げる事項についてこれをするものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間に関する事項
- (3) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(一般競争入札保証金)

第6条 町長は、一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の見積りに係る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の入札保証金は、町長の発する保証金納入書により納入するものとする。ただし、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関が振出し又は支払保証をした小切手

3 前項各号に掲げる入札保証金に代わる担保の価値は、その額面金額とする。ただし、同項第1号及び第2号に掲げるもので割引の方法によって発行されたものについては、政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による。

(入札保証金の免除)

第7条 町長は、次に掲げる場合においては、前条の規定による入札保証金の全部又

は一部を納めさせないことができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札に付する場合において、令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者で過去2箇年の間に町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前号に準ずるもので特に町長が認めるとき。

2 町長は、前項第1号の規定により入札保証金を納めさせない場合は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第8条 町長は、第6条第1項の入札保証金を納めさせた場合又は同条第2項各号に掲げるものを入札保証金に代わる担保として提供させた場合は、入札が終了した後、直ちにこれを入札者に還付しなければならない。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は第22条第1項の契約保証金若しくは同条第3項の契約保証金に代わる担保に充てるものとする。

(予定価格の作成)

第9条 町長は、一般競争入札に付する事項について、その価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を封書にして開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(調査基準価格の設定)

第10条 町長は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格

によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。この場合においては、あらかじめ、同項に規定する場合に該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けなければならない。

2 第1項の規定により調査基準価格が設定されたときは、予定価格調書に当該調査基準価格を併せて記載しなければならない。

（最低制限価格の設定）

第11条 町長は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、当該契約の内容に適した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けることができる。

2 前項の規定により最低制限価格が設定されたときは、予定価格調書に当該最低制限価格を併せて記載しなければならない。

（入札手続）

第12条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を1件ごとに作成し、入札公告において示された日時までに所定の場所へ出頭して提出しなければならない。この場合において、出頭した者が代理人であるときは、その代理権を有することを証する書面を提出しなければならない。

2 一般競争入札の入札書は、前項の規定にかかわらず特に指定した場合、書留郵便により提出することができる。この場合においては、指定した日時前に到着したものに限り受理するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、電子入札案件に係る一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額その他別に定める事項を当該電子入札案件に参加する者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該入力する事項についての電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを所定の入札期間内に送信しなければならない。

(落札の通知)

第13条 町長は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知しなければならない。ただし、電子入札による入札の場合は、電子メールその他の方法により通知することができる。

(再度公告入札の公告期間)

第14条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が指定期限までに契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第5条の公告の期間を3日まで短縮することができる。

(指名競争入札の参加者の指定)

第15条 町長は、令第167条の12の規定に基づき指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名するものとする。

2 前項の場合においては、令第167条の12第2項に規定するもののほか、第5条第2項に規定する事項を、各入札者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第16条 第5条及び第6条から第14条までの規定は、指名競争入札についてこれを準用する。

(随意契約にかかる見積書の徴取及びその省略)

第17条 町長は、令第167条の2の規定に基づき随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、第9条の規定に準じて予定価格を定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴収を省略することができる。

- (1) 災害の発生等により緊急を要するとき。
- (2) 法令等により価格が統一されているとき。
- (3) 契約の目的、又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (4) 1件の予定価格が10万円未満の場合。

(随意契約によることができる契約の額)

第18条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。

1 工事又は製造の請負	200万円
-------------	-------

2	財産の買入れ	150 万円
3	物件の借入れ	80 万円
4	財産の売り払い	50 万円
5	物件の貸付け	30 万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

(せり売り)

第19条 町長は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争入札に関する規定に準じ、せり売りに付することができる。

第2節 契約の締結

(契約書の作成)

第20条 町長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 前項の契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約の金額
- (4) 履行期限又は期間
- (5) 契約保証金に関する事項
- (6) 契約履行の場所
- (7) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (8) 監督及び検査
- (9) 履行の遅滞、その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金
- (10) 危険負担
- (11) 契約不適合責任
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の作成を省略することができる場合)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 工事請負契約でその契約金額が30万円未満であるものにつき指名競争入札の方法による契約又は随意契約の方法により締結する場合
- (2) 工事請負契約以外の契約でその契約金額が20万円未満であり、かつ、登記又は登録の手続を必要としないものにつき、指名競争入札又は随意契約の方法により締結する場合
- (3) せり売りに付する場合
- (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長において特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により契約書の作成を省略するときは、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書又は見積書その他適当な文書を徴するものとする。
(契約保証金)

第22条 町長は、契約を締結したときは、直ちに契約の相手方をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手

方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- 2 町長は、前項第1号又は第2号の規定により契約保証金を納めさせない場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。
- 3 第1項の契約保証金は、契約権者の発する保証金納入書により納入するものとする。ただし、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。
 - (1) 国債
 - (2) 地方債
 - (3) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関が振出し又は支払保証をした小切手
 - (4) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する前号の金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証
- 4 町長は、前項第4号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。
- 5 町長は、第2項の規定による保証証券の提出又は第4項の規定による保証を証する書面の提出に代えて、電磁的方法であつて、当該保険契約及び保証契約の相手方が定め、町長が認めた措置を講じさせることができる。この場合において、町長は、当該保険証券及び保証証券並びに保証を証する書面の提出を受けたものとみなす。
- 6 第3項各号に掲げる契約保証金に代わる担保の価値は、次に定めるところによる。
 - (1) 第1号及び第2号に掲げるものについては、その額面金額とする。ただし、割引の方法によって発行されたものについては、政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件の例による。
 - (2) 第3号に掲げるものについては、その額面金額とする。
 - (3) 第4号に掲げるものについては、その保証する金額とする。

（契約保証金の還付）

第23条 町長は、前条第1項の契約保証金を納めさせた場合又は同条第3項第1号から第4号までに掲げるものを契約保証金に代わる担保として提供させた場合は、

契約の履行を確認した後、直ちにこれを契約の相手方に還付しなければならない。

第3節 契約の履行

(監督)

第24条 町長から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、契約に係る仕様書及び契約書等に基づき、当該契約に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査しなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行途中における使用材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督をしたときは、その内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(検査)

第25条 町長から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、次に掲げる場合には、契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

(1) 契約の相手方が給付を完了したとき。

(2) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。

(3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約により給付の一部を使用しようとするとき。

2 検査職員は、契約書、設計図その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして、当該給付の内容及び数量等について、検査又は検収を行うものとする。

3 検査職員は、前項の規定による検査又は検収の実施に当たっては、契約の相手方又はその代理人の立会いを求めることができる。

4 検査職員は、検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成し、町長に提出しなければならない。この場合において、契約の履行に不備があると認められるときは、契約の相手方に必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。

(監督又は検査の委託)

第26条 町長は、令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該委託を受けたものをして当該監督又は検査の結果を記載した書面を作成させなければならない。

2 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

(部分払の限度額)

第27条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既済部分に対し、その完済前又は完納前に工事費又は代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する対価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、その性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約にかかる完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

(履行期限の延長)

第28条 天災その他契約の相手方の責めに帰せられない理由により契約の履行が契約期限までに完了しないと認められる場合で契約の相手方から履行期限の延長の申出があったときは、これを認めることができる。

2 前項以外の場合において、契約の相手方から履行期限の延長の申出があったときは、特にやむを得ないと認める場合に限り履行期限の延長をすることができる。

(履行の変更等)

第29条 天災その他特別の理由があるときは、契約の相手方と協議の上契約の全部又は一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の解除)

第30条 町長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限までに履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 契約解除の申出があったとき。

(4) 前3号に定めるものを除くほか、契約に違反しそれによって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定による契約の解除は、その旨を契約の相手方に通知して行うものとする。

(対価の支払)

第31条 第25条の規定による検査に合格したものでなければ当該契約に係る支払をすることができない。

2 対価の一部について前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払の際にこれを精算するものとする。

3 前条の規定により契約を解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

第3章 雑則

(様式)

第32条 この規則に定める書類の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに、那珂川町財務規則（平成17年那珂川町規則第46号）、合併前の馬頭町財務規則（昭和39年馬頭町規則第11号）、小川町財務規則（平成7年小川町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。